



# RAISE THE WAGE LA

## LA最低賃金と病気休暇のファクトシート



### 最低賃金条例

2016年7月1日より、ロサンゼルス市で週に2時間以上の勤務を行う従業員は、ロサンゼルス最低賃金と病気時間ベネフィットを得る権利があります。



### 病気休暇 (PSL)

病気休暇を提供する方法は2つあります：  
毎年48時間与える  
30時間働くごとにPSL1時間が与えられる  
未使用のPSLは必ず翌年に引き継がれ、最短72時間からPSLは使用できます。



### 繰り延べ

2016年7月1日より、従業員数26人以上の雇用主は、ロサンゼルス市の最低賃金と病気時間ベネフィットを提供する必要があります。従業員数25人以下の雇用者は、2017年7月1日からこの条例を遵守しなければなりません。従業員数26人以上の非営利法人の中には、最低賃金繰り延べスケジュールの承認を得る資格があります。



### 苦情申し込み

個人送達、郵送、オンライン、またはMyLA 311アプリで賃金基準局に賃金や病気休暇について苦情を提出することができますし、報復を報告することもできます。

従業員数26人以上の雇用主

7/1/16      7/1/17      7/1/18      7/1/19      7/1/20      7/1/21

\$10.50      \$12.00      \$13.25      \$14.25      \$15.00      \$15.00

従業員数25人以下の雇用主

延期された      \$10.50      \$12.00      \$13.25      \$14.25      \$15.00

あるいは繰り延べ支払いが承認された従業員数26人以上の非営利法人

詳細については、賃金基準局にお問い合わせください。



☎ 1-844-WAGESLA (924-3752)      ✉ WAGESLA@LACITY.ORG      🌐 WAGESLA.LACITY.ORG

ロサンゼルス市は、米国障害者法第II章の対象となる事業体として、障害に基づく差別を行うことなく、要請に応じて、そのプログラム、サービス、および活動への平等なアクセスを確保するための合理的な宿泊施設を提供します。

